

2026年2月8日顕現後第5主日

イザヤ書58章1－9節 a 《9b—12節》

コリントの信徒への手紙一 2章1－12、《13－16》節

マタイによる福音書5章13－20節

本日は、礼拝後に2026年堅信受領者総会があります。2026年はすでに1カ月以上が過ぎましたが、2025年を振り返り、これから歩みを定めたいと思います。

さて、新しい聖書日課では本日の旧約日課が、ハバクク書3章からイザヤ書58章に変わりました。ハバクク書は、バビロニア捕囚の少し前に書かれたと推測されますが、本日のイザヤ書は58章ですので、いわゆる第3イザヤに属します。そして、バビロン捕囚後のペルシアの支配の時代に書かれたと推測されます。

ハバクク書が警告していたバビロニアは、ペルシアによって滅ぼされ、ユダの人々はバビロン捕囚から解放されます。ペルシアの宗教はゾロアスター教ですが、他宗教にも寛容だったようです。ユダヤ教の人々が礼拝再開を許され、また神殿再建までもゆるされたことにその寛容さが現れています。しかし、支配下の民族にすべてにおいて寛容であったわけではありません。

ことに、この時代のペルシアは、東はインダス川、西はギリシア近く、エジプトまで支配が及んだ大帝国でしたので、当時のパレスチナ地方は、ペルシアが西方へ進出する際の通過点でした。パレスチナ地方は、ペルシアの支配地図的には真ん中ではありませんが、交通の要所という意味では交差点の中央に位置していました。礼拝などが許されたという寛容さとは別に、パレスチナの人々は、他の支配下の人々と同じく多額の税金を課せられたほか、ペルシアが西方進出に失敗した際は、対抗勢力が進出のために通過しますので、大きな混乱の中に巻き込まれていました。また、確かにペルシアは、抵抗しない限り宗教的には寛容ではありました、様々な宗教の影響を受けるという意味で、宗教的にも混乱の中にありました。そして、ユダヤの人々は、自治独立が認められていたわけではありませんでしたので、ペルシアの政策の変化は、そのまま民族全体の存在に関わる事柄ともなりました。それら状況を描いたのがエステル記です。ペルシア王クセルクセス（アハシュエロス）の王妃となったエスティルが、民族全体を絶滅から救うお話です。エスティル記自体は、紀元前二世紀の作品と推測されますが、紀元前に世紀の段階で、その時代を振り返っており、礼拝は許されるがペルシアの文化的影響があり、ユダヤ教の改革が求められていた時代における、信仰の大切さを描いています。紀元前2世紀のユダヤ人たちは、ペルシア支配のような時代にこそ、より内実の伴った信仰の実践が求められたと認識していたようです。

本日のイザヤ書58章においても、その背景が関係しています。58章1節に「喉をからして叫べ。抑えてはならない。角笛のように、あなたの声を上げよ。私の民にその背きの罪を、ヤコブの家にその罪を告げよ」とあり、本日の箇所の全体において、「背き」と「罪」とは、主題となっています。ただし、

その「背き」と「罪」は、主なる神様から全く離れてしまった、あるいは主なる神様を無視しているということではありません。「彼らは日々私を尋ね求め私の道を知ることを喜ぶ。正義を行い、神の法を捨てない国民のように、彼らは正しい裁きを私に尋ね神に近づくことを喜ぶ」(58:2)とあるからです。しかし、それは表面的な事柄だけでした。「『なぜ、私たちが断食をしてもあなたは見てくださらず苦行をしても、知ってくださらないのですか。』見よ、あなたがたは断食の日に楽しみを見つけあなたがたのために働く者を虐げている。」と続くからです(58:3)。ペルシアの支配下にあって、ユダヤの人々にどのような人間関係があったのかを詳しく知ることができませんが、礼拝を行っている人々、信仰を持っている人々は、主なる神様が望まれる「神が選ぶ断食」を行なわないで、自分が欲することを行なっていたのでした。その様子は4節、5節以降にあります。つまり、人間の欲することを行う宗教生活と、主なる神様の意図するものとの違いが記されているのです。特に断食についてですが、断食は、元来施しと祈りと並んで宗教生活の内容です。主なる神様に対する祈願、反省、罪の赦し、喪に服すなど、様々な意味を持つ宗教行為でした。しかし、この時代の断食は制度化し、自らの楽しみであり、働くものを虐げ、争いと暴力しか生まず、それは主なる神様が選ぶ断食ではないと批判されているのです。

6節以降に主なる神様の選ぶ断食の内容が記されています。それは、虐げられた者を抑圧からの解放すること(6節)、貧しいひとへのパン・食事の施し、衣類の施し、近親者の扶養義務の再確認(7節)です。断食と表現されていますが、実質は正義と公正を來なうことにはかりません。ユダヤの人々の中で、これらを伴って初めて正しい礼拝が捧げられるのです。また、また貧しい者が求めるからそう行なうのではなく、主が命じられるので行なうべきなのであるとも主張されています。

8節以降は、ユダヤの人々・イスラエルがそのようにあゆむとき、ペルシアの支配下であっても、イスラエルは輝き、またイスラエル自体が癒され、「**主の栄光があなたのしんがりを守る**」と語ります。「光」とは、単に榮えることや輝くことではなく、主なる神様の望む正義と公正が実施されることです。また「主の栄光」とは、主なる神様の臨在と威厳、つまり主なる神様のそのものを示すことです。

この箇所でイザヤは、ある人々は敬虔な信仰生活を過ごしているが、その宗教的な神聖さの傍らで抑圧された貧困の人々が存在する。存在するだけではなく、主なる神様を信じる人々がそのような人々を苦しめている、それは主なる神様が求める信仰は違うのだと強く主張しているのです。主なる神様を示すことにはならないと指摘しているのです。

イザヤが指摘している事柄は、現代のわたしたちの国の状況とは異なりますが、すくなくとも信仰か業か、礼拝かその他の活動か、内か外かというような人間の判断に基づいた区別ではありません。主なる神様に集められるイスラエルだからこそ、主のために心も体も一致させて歩むことの大切さです。わたしたち教会もイエス様を通して、その歩みをより深めたいと思います。